

## 第6回技術委員会（方法書3回目審議）での委員意見と事業者の見解要旨等

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解要旨等
1	大気質	片谷	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本は通年観測を行い、条件が整って途中を省いても十分なデータを得られる場合のみ1週間×4シーズンの調査を行うことは、過去のアセスでもやられているケースもあるが、その逆はない。</li> <li>1週間×4シーズンを前提とすることは大気や気象の予測に関わるものの姿勢としては適切ではなく、通年を前提として、省けるところは省くという形で調査期間や調査地点を決めていただきたい。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見も踏まえながら、調査方法について検討していきます。</li> </ul>
2	大気質	片谷	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形を考慮したブルーム・パフモデルとしたことはよいことと思う。</li> <li>予測地点については、周辺住民の健康への影響を回避することがアセスの最大の目的であるため、保全対象地点の測定を優先として考えていただきたい。説明自体はよいが、優先順位としては保全対象地点もしくは最大着地濃度の地点を先にしていただきたい。</li> <li>気象観測の現地調査を県内で10地点を想定しているが、全く同じやり方で大気予測をする必要はなく、保全目標に対し値が接近する可能性のある場所をより優先して現地調査や予測を行っていくという考え方でやっていただきたい。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見も踏まえながら、現地調査や予測地点の選定について検討していきます。</li> </ul>
3	騒音・振動	塩田	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施区域内には都市計画法の用途が指定されていない地域が多い。このような場所は環境がよいところであるが、環境基準を目安に環境目標を設定するのか、それとも現状の環境を遵守した予測の考え方を取るのか。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価にあたっては、環境基準等との比較だけでなく、地域の状況を考慮して、事業者の実行可能な範囲で環境影響の回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることとしており、環境基準をクリアすれば良いという理解はしておりません。</li> </ul>
4	地形及び地質	富樫	<ul style="list-style-type: none"> <li>2回目審議の事後回答では、トンネルができた後にその影響を考えるとということであるが、山を掘削する時点での予測評価の対象から外してしまう、ということが理解できない。</li> <li>地形地質の改変によって、地下水、水資源、重金属、温泉などの環境影響の可能性が非常に高いため、トンネルができた後の評価ではなく、どの場所をどのように掘削するかということを含め影響を予測するため、（地形・地質を工事の実施における）評価の対象に加えていただきたい。</li> <li>改変後に変わらないのなら、むしろ掘る時点での予測評価をしていただければ、施設完成後の影響を予測することができるはずである。</li> <li>地下水等様々なものに密接に影響するため、そこを予測するために他の環境項目と統一していただきたい。</li> <li>（2回目審議資料の）2-26に事細かに追加意見として述べた。これは方法書P198、工事実施時点での予測評価に○をつけていただきたいということである。省令の参考項目に縛られることなく、地域の特徴を見てここにはぜひ○をつけていただきたい。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「トンネルの工事」については、工事完了時の改変範囲と大きな差異が生じないことから、鉄道施設の存在に対して予測、評価を行うこととしています。なお、急傾斜地崩壊危険区域や地滑り防止区域等、土地の安定性に関する内容についても、地形及び地質の状況として、鉄道施設の存在において予測、評価することとしています。</li> <li>「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」については、工事のために一時的に設置する施設であり、工事の実施に○をつけています。</li> <li>工事を施工することによる地下水、水資源、重金属、温泉等への影響については、それぞれの環境影響評価項目において評価することを考えています。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解要旨等
4	地形及び地質	富樫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形地質は自然を構成する基本的な一要素として、他の自然環境への影響が大きいことを踏まえて予測評価を行っていただきたい。</li> <li>トンネル工事は非常に大きな地質改変であり、見えない部分の工事だからといって環境に優しいわけではなく、また他の要素へ与える影響が大きいものであるため、環境への影響が少ないという先入観は持たないでいただきたい。</li> <li>きちんと調査すべきところと認識されているようなら、他の項目とそろえ一覧表に○をつけていただくよう修正していただきたい。</li> </ul>	<p><b>【3回目審議における回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書P200に記載のとおり、トンネル工事による影響についての予測評価は実施します。</li> <li>・○をつける位置がご意見とは異なり、工事の実施のところにはついておりませんが、○がないから予測・評価をしないということではなく、工事の実施段階も含め、鉄道施設の存在のところで予測・評価することを考えています。</li> </ul>
			<p>(亀山委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えばトンネルの工事をしているときに水が濁る＝トンネル工事の問題であり、地質の改変であるが、そのことは工事中ではなく、その結果であるトンネルの存在ということで評価されるということで事業者はおっしゃっている。</li> <li>これが噛み合わない部分であるが、ここはどう考えたらよいか。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・一例として、トンネル掘削の際、異常出水がよくある。こういったときに水・地下水環境へ多大な影響を与えることがあるが、対処により多少軽減させた状態で工事を終えることもある。このような場合を考えると、工事後の状態で予測評価をするのではなく、掘ること自体のリスクを含め可能な限り配慮する姿勢を持っていただきたい。</li> </ul>	
5	評価項目の選定	富樫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喬木村や豊丘村の意見として、橋梁工事を追加してほしいという意見もある。地形改変を行う場所であれば、予測評価を行っていただきたい。まだ計画が大雑把な段階であるので、より慎重に評価項目として挙げていただきたい。</li> <li>・P198のマトリクスに○がつけば、準備書段階では見解が確実に示されるという担保になるので、そういう意味で評価項目として十分な予測評価をするという形にしていきたい。</li> </ul>	<p><b>【3回目審議における回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁工事の実施段階における地下水・表流水等への影響については準備書に向け検討させていただきたいと思います。</li> <li>・方法書における評価項目はP198のとおりですが、○のない項目についても必要なものは実施する考えであり、準備書に向け検討させていただきたいと思います。</li> </ul> <p><b>【事後回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙に記載</li> </ul>
		片谷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書に○をつけたからといって、数値計算など準備書への詳細な記載を必ず行うという決まりはなく、検討の結果、他の事例と比較しても影響を無視できるレベルなら、1ページ程度の記述でも十分な予測評価のうちに含まれるので、決してたくさんを記述することが必須になるということではないので、なるべく○は多くつけておいて、準備書の記載をどれだけ細かく書くかというのは様々、という姿勢で臨んでいただければよい。</li> </ul>	<p><b>【事後回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙に記載</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解要旨等
6	動物	中村 (寛)	<ul style="list-style-type: none"> <li>きっちりとした参考資料リストを提出していただいた。準備書に向け、具体的な工事範囲内でのどの地域で、どの種をターゲットにして調査を行っていくか、お教えいただきたい。これを決めないと調査手法が異なってくるので、このあたりのアウトラインをお持ちなのか、お持ちでなければどのような専門家の方に、どのような意見を聞かれるのかお伺いしたい。</li> <li>明かり部分、小河内川と天竜川を渡る部分において昆虫に影響がある。その区域内でのターゲットとして、チョウ、無弁翅類、天竜川を渡るところでは2種類のシジミチョウが挙げられるので、そういったところをまとめて、準備書に取り入れてほしい。種が違えば同じピットホールでもベイトが違ってくるので、きちっと専門家に相談し、アセスをしていく必要がある。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には改変区域を主に、生息環境を踏まえた任意調査を実施します。その他、ベイトトラップ、ライトトラップを考えており、ライトトラップについてはボックス型等環境に応じた方法で実施していきたいと考えています。一覧表のすべての種をターゲットとするわけではなく、生息環境に応じた調査を行っていきたく考えています。</li> </ul>
7	景観・人と触れ合い活動の場	亀山	<ul style="list-style-type: none"> <li>5番「景観・人と触れ合い活動の場」について、「…同一の要因が永続的に存在するものでなく…」と回答されているが、この地域には「景観・人と触れ合い活動の場」が沢山あり、自治体からも意見が上げられており、強く関心を持っている。また、観光面からも大事な場所である。さらに県立の自然公園や条例に基づく自然環境保全地域もある。</li> <li>工事箇所が移動していくので影響評価をやらないというのではなく、大事な場所で工事をするのだから、それに対してどうなるかといった考えを持っていただくことが大事。この回答はそういったことに対する答えになっていないので、もう少し考えていただきたい。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これから計画を具体化していく中で、「景観・人と自然との触れ合いの活動の場」に影響が出るおそれがある場合には、しっかり項目を設定し、調査・予測・評価を行っていきたく考えています。</li> </ul>
7	評価項目の選定 景観・人と触れ合い活動の場	亀山	<ul style="list-style-type: none"> <li>考え方が逆。「私たちにあって大事な場所がある」ということを指摘いただいているので、そこに対して行われる工事による影響が生ずるかはわからないが、まず対象として考慮することが必要である（影響があるかないかわからないものについては、途中から影響評価の対象とするのではなく、最初から対象とするべき）。</li> <li>構造物ができれば影響があるのはもちろんであるが、工事は様々な行為が行われるので、それによる影響があるはず。移動しながら行うので一箇所にずっといるわけでないから影響がないということではなく、大事な場所で何かが行われるという認識が大切。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に最終的な「構造物の存在」という、影響が一番大きく現れるところで評価することを考えています。</li> <li>ご意見は、例えば天竜小洪水系県立自然公園内での工事による「景観・人と自然との触れ合いの活動の場」への影響をどう考えるのかということだと思いますが、必要に応じ今後検討を進めたいと考えています。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙に記載</li> </ul>
8	評価項目の選定	佐藤	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目について、「どこまでできるかわからないが配慮する」というところには、198ページの一覧表の中に○を書いていた方が、可能性が広がると感じる。トンネル工事の中の地質調査、植物に関しても工事のところに○を入れる、景観・人と触れ合い活動の場にも○を入れて、何らかの配慮をするといった表にしておいた方が準備書を作りやすいのではないか。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目についてP198に○をつけたものを基本に調査・予測・評価を行いたいと考えています。</li> <li>また、○がついていないところについても、必要であれば当然予測・評価を行うことを考えています。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙に記載</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解要旨等
9	植物	佐藤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リストが出されたので植物についても見たところ、優れたものだと思う。リストは羅列ではなく、植物で計算すると3,194種のうち絶滅危惧植物が435種ほどあったので、約14%が日本の中でとても大切なものがある地域である、というような記載をすると色々な作業をしていく上で慎重になると思うし、素晴らしいリストになる。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重なご意見をいただいたので、準備書の中で長野県や地域の特性を表現できるよう検討していきます。</li> </ul>
10	全体 評価項目の選定	大塚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議論自体がじっくりかみ合わない印象を持っている。前回委員会の最後に富樫委員から環境影響評価を真摯に実施していただきたいという発言があったが、意識の隔たりがあったり、影響評価を実施していく姿勢についての認識に隔たりがあったりするのではないかと感じている。環境影響評価を真摯に実施していただきたいということは再度要望しておく。</li> <li>・ 環境影響評価を進める中で、予測に基づいて低減を図っていくことがこれからの仕事になるが、実際に懸念されるのであれば、色々な形のものを取り上げ評価した結果、影響がないということであればそれは構わない。色々な項目について対処して欲しい。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙に記載</li> </ul>
11	植物	大塚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考資料1のリストに対象に加えていただきたい文献として、「長野県版レッドデータブック」の「非維管束植物編」と「植物群落編」がある。重要な植物群落が載ってくると思う。</li> <li>・ 意見14番。前回植物の調査を「高等植物」に限ったことについて「植物」としてくださいと要望した。ここにある事後回答は納得できるものではないので再度検討いただきたい。基本的な考え方や実際の場面では仕方ない状況もあるのでこのような形で良いと思うが、「高等植物」と限って記述する意味がわからない。最近は「高等植物」あるいは「下等植物」という言い方はあまりしなくなっている。実際は高等植物以外の植物も情報が得られたものの調査を行うと思うが、方法書段階で高等植物に限る調査対象を狭めるような明記の仕方は是非やめていただきたい。</li> <li>・ 方法書233ページに調査すべき項目や基本的手法が載っているが、ここで言う「重要な種」は、高等植物の重要な種と理解するのか、14番の説明にあった高等植物以外の植物においても実施していくという中では、例えばコケ植物とか緑藻植物も含めた重要な種と理解するのかということもあるが、高等植物と明記することは不適切と感じる。「植物」という形でいかがか。</li> </ul> <p>(亀山委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方法書段階では「高等植物」という記述であるが、準備書段階では「植物」と改めると理解してよいか。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考資料のリストについては、いただいたご意見を踏まえ、調査を進めたいと考えます。</li> <li>・ ご意見を踏まえ、準備書に向けて当該部分の表現を検討します。</li> </ul> <p>・ 「高等植物」と記載していますが、高等植物以外の植物、例えばコケ類や地衣類についても、存在が確認されているもの、地域において注目すべき種が把握されているものを対象に調査していくことを考えています。</p> <p>・ 準備書段階で「高等植物」ではなく、「植物」という記述に変更します。</p>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解要旨等
12	景観・人と触れ合い活動の場	亀山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 198ページの○に関して、「景観」と「人と自然の触れ合い」のところでは、工事との関係では○が一つもない。市町村からの意見もいただいている、非常に関心もたれている環境要素であるが、これに対し工事の影響を全然考えないと言われているが、ここに○を付けて影響のあるなしを考えていただくことは大事だろうと思う。</li> <li>・ 非常に長期にわたり工事がされるということを認識していただき、ずっと工事用車両が通る、10年近く工事をするのかもしれないが、その間この地域に対し影響があることについては一切○を付けない、知りません、ということでのよいのか。</li> <li>・ ○があるかないかによって絶対的な違いがあり、○があるものについてはどういう調査をやりますとかどんな評価をしますとかいうことが書かれているが、○がないものは記述をしないので、この段階で○があるかないかが一番大きな問題。</li> <li>・ 準備書に向けて検討していきます、というのは何を検討していくのかということになり、○がなかったら検討されないでしょうからそこを明確にさせていただいた方がよい。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P198の表については、○をつけた項目を基本に調査・予測・評価を行うことを考えています。また、○を付けていない項目について、評価が必要になる可能性があることは承知しています。方法書ではこのような形にしていますが、準備書に向け必要な項目には適切に対応していく所存です。</li> </ul> <p>・ ○がないから検討していかないという意味ではなく、あくまでも基本はこう考えている、ということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これから工事計画を深度化していく段階なので、今後工事計画と重ね合わせ、影響の有無を判断し、項目を決定していきたいと考えています。したがって、準備書では結果的に○がつく、という項目も出てくると考えています。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙に記載</li> </ul>
13	地下水	鈴木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少なくとも水資源の「切土工等～」というところは、どこを工事するかわからないのではっきり影響があるかわからないが、市町村から意見もあったように、浅いところの地下水を利用しているところもあるので、場所によっては切土をすれば地下への浸透に色々な影響が出る。当然ながら水質にも影響が出ることが考えられるので、○をつけるべきであろう。</li> <li>・ 「地下水」の「切土工等又は既存の工作物の除去」のところには○がついていないが、工事によっては大きな影響が出る。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、詳細な工事計画を具体化していきますが、「切土工等又は既存の工作物の除去」に該当する工事は、基本的に地表面に近い部分における土地の改変を想定しており、地下水や水資源に影響を与えるような土地の改変は行わないよう配慮します。</li> <li>・ 準備書の段階で、工事計画が具体化したものについて、工事により影響が生ずる可能性があるかと判断された場合は、項目の選定について検討し、必要に応じてその影響について、予測・評価を行うことを考えています。</li> </ul> <p>・ 別紙に記載</p>
14	全体、評価項目の選定	大塚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備書に向けてというのは結構だが、今は方法書での方法や何を項目に挙げるかということを審議している。方法書を出したからこれでいく、というのではなく、こうやったらどうでしょうかという意見を今後正式に出すことになるので、準備書には当然○が付くでしょうが、今回○を付けます、といったときは印刷にはなっていないが方法書に○をつけたと理解していただければよいのではないかと。方法書自体が不備なものであれば、修正を加えたものを再提出いただければ結構ではないかと。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方法書はこのような形で既にお出ししています。この場でご意見をいただいた項目については○をつけているものとご理解いただき、準備書に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解要旨等
14	全体、 評価項目の選定	亀山	<ul style="list-style-type: none"> <li>再提出と言うのも一つの考え方であろうし、修正版とか訂正箇所を書面で出してもらうのも一案だと思う。</li> <li>準備書までの間に検討しますというのが一番困るというのは、ここで決着がつかずそのまま行ったときに影響評価をやらなくてよいということになってしまう可能性が多分にあるからである。</li> <li>今は方法書を審議しているので、方法書のここはどうかということに対する結論はここで出していただかないと、準備書が出るのは2年ぐらい先になる。その間に色々考えます、と言われても考えないかも知れないので、委員の皆さんが心配している。</li> <li>〇がないと、どういう方法で何をやるというところに進まず、ここで終わってしまうのでそれが危惧される。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見は、「切土工等又は既存の工作物の除去」、「トンネル工事」、「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」にかかる環境要素区分のうち、微気圧波、地下水、水資源、地形及び地質、景観、人と自然との触れ合い活動の場への〇の記載についてであると理解しております。今の段階でそれら全部に〇をつける必要はないと考えていますが、時間をいただいて整理させて頂きたいと思います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙に記載</li> </ul>
		塩田	<ul style="list-style-type: none"> <li>198ページの低周波音のところも、発破を使う場合は・・・をやりますと言っているのだから、トンネル工事のところに〇が入っていないといけない。</li> <li>方法書のときは不確実性があるので、影響があるかどうかを判断するためにここは検討しますという形で〇を入れておくというのが普通ではないか。</li> </ul>	
		亀山	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書により方法書の198ページについてはこのように修正し〇を付けますというものをもらえるのか。なんらかのはっきりした形で残していかなければいけないのでいかがか。</li> </ul>	
		片谷	<ul style="list-style-type: none"> <li>今、所長さんからあった発言は議事録に残りますし、議事録も図書に準ずるものとして理解してよいはずなので、新たに方法書の修正版等を出していただかなくても記録は残ると理解していますし、今日出していただいた文献調査結果一覧も元々方法書の中に入っていてしかるべきものだが、いまさらこれを方法書に入れて製本し直すというのもシビアなので、方法書に付属する資料として保存されるという理解で法律上も問題ないと理解している。</li> </ul>	
		亀山	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書を出し直してくださいということではなく、「ここについては、このようにします。」というものを何か文書で出していただいた方がいいと思い、申し上げた。</li> </ul>	
		鈴木	<ul style="list-style-type: none"> <li>そうであれば、この場で「どことどこが〇だ」と言ってもらわないと疑心暗鬼になってしまう。1枚表を出していただければ、録音が残ると言っても目で見て確認できるということが大事なので、メールや文書審議でも構わないのでお願いしたい。</li> </ul>	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解要旨等
14	全体 評価項目の選定	亀山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれにせよ明確にしておくことが必要なので、議事録段階で考えたときに198ページはどのようにするかということを明確にお答えいただきたい。</li> <li>・ 後日の回答ということですが、例えばカモシカ、イヌワシ等は天然記念物であり、文化財に指定されている大切な自然物です。やはり文化財も工事の実施について対象になってよい。動物のところに○がついていれば、同様に文化財のところにも入れるのが筋であると思うのでそれも含めてご検討頂きたい。</li> </ul>	<b>【事後回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙に記載</li> </ul>
		片谷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一つの方法として、事業計画が固まり予備調査を行った段階で、詳細な調査を行うかどうかの判断をすることがあると思うが、判断基準を明確に説明していただいたうえで、○ではない別の印(△)を付ける方法もあり得る。現在でもそのような事例はある。こうしなければならないということではないが、一助としていただければと思う。</li> </ul>	
		佐藤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やや一般論になるが、この工事と計画はおそらく世界で初めての試みになると思う。準備書は模範になるよう思い切った取組をお願いしたい。山梨実験線の工事を見てきたが影響が大きいと感じた。月並みのものでなく、非常に新しいものであることを再認識していただき、歴史に残るようなアセスをしていただきたい。</li> </ul>	
		富樫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方法書198ページの環境影響評価項目の表が長野県だけでなく、他県でも全く同じ表を使用していて、揃えるために変えるわけにはいかないということであるならば、全くナンセンスであると思うので、実情にあった形で変えるべき所は変えるようにしていただきたい。</li> </ul>	
15	事業計画 評価項目の選定	小澤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回、コンクリート骨材の調達の話をした時は地形・地質の面で話をしたが、景観や場所によっては水質に影響すると考えられるが、工事の実施における項目選定において考慮に入れる必要があるのではないかと。</li> </ul>	<b>【3回目審議における回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材調達に際し、事業者として山を掘削したり、石を切り出したる計画はございません。骨材等の調達に当たっては、必要となる法令等の手続きが取られた採石場等から購入します。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解要旨等
16	事業計画 評価項目の選定	小澤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材に限らず盛り土に使用する土砂等において、トンネル掘削による残土でまかなえればよいが、それらを調達する事になった場合、考慮する必要があるのではないかと。</li> <li>再利用されれば良いが、そのように使用できなくて資材を調達しなければならない場合、工事の実施の中で考慮しなくても良いのかという意味。</li> <li>・購入と言うことであればそうかもしれないが、高森町の意見の4番にもあるように発注者ということによる環境影響の配慮をしてもよいのではないかと。</li> <li>・（資材）調達の影響というものもあると思われるので、配慮していただけるような仕組みは考えられないかとということで申し上げた。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に必要な資材は購入が原則と考えていますし、購入に際しては、法令等に基づく手続きを経たものを考えていますので、今回の環境影響評価には該当しないものと理解しております。</li> <li>・我々には採掘権があるわけではなく、骨材等を購入するのみです。また、採掘している事業者は、勝手に掘っているのではなく、規模に応じ環境影響評価等の手続きを済ませて事業を行っています。</li> <li>・J R 東海が事業者として新たに山を採掘することは考えておらず、本環境影響評価手続きには含まれないと考えています。</li> </ul>
17	事業計画	塩田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事により発生する土砂を処理する場所は、事業者自ら造られるのか、或いはそのような場所が確保されていて、そこへ持って行くということか。</li> <li>・一般的にトンネル工事はヤードが必要になり、山岳地帯に平らなヤードを造るためには建設機械だけでなく明かり発破を行うことが多いので、検討しておいた方が良いでしょう。トンネル内で使用する火薬量と明かりで使用使用する火薬量が違うのでそのことも検討された方が良いでしょう。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生土の処理については、本事業内での再利用や、他の公共事業での有効利用を考えていますが、それらではまかないきれない部分については、残土処理場が必要になると考えています。処分地につきましても、県及び関係自治体のご協力を得て選定していくことを考えています。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明かり発破の要否については、今後検討していきます。</li> </ul>
18	事業計画	亀山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処分、工所用道路、換気塔の工事といったことについては、方法書では記載されていない事が多くあり、準備書段階までには明確になって、そこで記述していただくことにはなるとは思うが、積み残しているものはあると思う。そのことに対する認識はどうか。</li> <li>・環境保全措置というもので考えることも一案であるが、どういった手順でその影響を考えるかとか、その際に起こる環境影響をどうするかということを明記するか、色々な考え方があろうと思うが、その辺をご検討頂きたい。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書段階までに出来るだけ計画を具体化する所存ですが、その段階で全てを具体化することは難しいと考えています。計画が具体化したものについては明らかにし、環境影響評価の手続きに則りしっかりと進めて参りますし、明らかにすることが困難なものにつきましても、それらの影響をある程度評価し準備書に記載して、事後調査等により確認していきたいと思っております。</li> </ul>
19	全体	佐藤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨県の実験区における環境影響評価の準備書があったと思うが、それらの資料は参考にならないのか。</li> </ul> <p>（亀山委員長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実験線を作るときにアセスメントをやられたかどうかという質問と、やられたとしたら何らかの形でそれは参考にならないのかという2つの質問。</li> </ul>	<p>【3回目審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実験線は平成2年に工事に着手しておりますが、環境影響評価法に基づく手続きではなく、J R 東海、当時の鉄道建設公団、鉄道総研の3者と山梨県とで環境影響評価に準じた手続きを実施し、事業3者から山梨県へ提出して承認を頂いています。当時のことが参考になるかならないかは一概にお答えできませんが、今回の参考になることはあると思います。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解要旨等
20	全体	片谷	<p>・山梨県の話が出ましたので若干お話しさせていただきますが、私が山梨県の委員に就任する前の案件で直接携わっていないが、現在、山梨県でも実験線で得られる知見に関しては、最大限活用するようという審査意見が出されている。こちらの準備書作成作業にも大いに活用するよう努めて頂きたい。</p> <p>(亀山委員長)</p> <p>・環境項目の中で実験線で得られているデータが有るわけですから、それに基づいて書けるところは書いて頂くことが大事であると思う。これまで、なかなかそういう記述になっていないので出来るだけ準備書段階で対応していただければと思います。</p>	<p>【3回目審議における回答】</p> <p>・実験線のデータにつきましては、例えば第3章の磁界、騒音・振動等にて引用しておりますし、準備書において予測評価作業をする上では、こうしたデータを踏まえ実施していきます。</p>
21	大気質	片谷	<p>・次回出席できないのでお願いしたいのですが、資料3の4ページ15番の委員会意見です。先程ご回答頂いていますが、重要な事項でもあり確認の意味もありますので申し上げます。予測手法だけでは不十分だと思いますので、現地調査の調査地点及び調査期間の選定についての配慮を十分行って頂くような趣旨を盛り込んでいただきたい。</p>	(委員会意見についての発言のため、事業者の回答なし)
22	動物	大塚	<p>・猛禽類調査については、既に進められているということで、宜しく申し上げます。南アルプス地域においての調査にあたっては、詳細な調査方法等は把握して地元で詳しい方の情報も聞きながら進めているとお聞きしていますが、飯田・木曾の地域においてもそのように実施されているのか。地元で詳しい方の情報を聞きながら進めて頂きたい。</p> <p>・特に木曾地域はクマタカ等、多数生息しているというように聞いておりますので、地元にも詳しい方がいらっしゃいますので、そういった人の情報もお聞きしながらお願いしたい。</p>	<p>【3回目審議における回答】</p> <p>・猛禽類調査に際し、南アルプスにつきましては現地に詳しい方に情報を伺いながら調査しています。木曾地区については私どもの専門の先生からご意見を頂きながら進めています。</p>
23	地下水	富樫	<p>・飯田市の意見で「地下水の水文地質学的調査を行うものとする」の中で、地下水位4季とあるが連続的に把握するため、長期観測を行うこと。というのはもっともなご指摘だと思います。調査地点も分かっていないし、どういう調査をするかという具体的などころまでイメージがわからないが、少なくともこの地下水位の調査に関しては長期観測（常時観測）をやって頂くようお願いしたい。</p> <p>また、湧水や湧水に由来する表流水もあるので、それについても同様に調査して頂くことをお願いしたい。</p>	<p>【事後回答】</p> <p>・調査頻度については、他事例も参考にしながら検討します。</p>

## 方法書 3 回目審議 委員意見と事業者の見解要旨 (評価項目の選定関係まとめ)

区分	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
<p>評価項目の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低周波音</li> <li>・地下水</li> <li>・水資源</li> <li>・地形・地質</li> <li>・文化財</li> <li>・景観</li> <li>・人と自然との 触れ合いの活動 の場</li> </ul>	<p>・環境影響の評価項目の選定については、市町村長の意見も踏まえ、事業の実施により影響を及ぼす可能性があると考えられる以下の項目についても対象とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」における「文化財」、「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観（以下、「景観等」という）」及び「主要な人と自然との触れ合いの活動の場（以下「触れ合い活動の場」という）」</li> <li>・「切土工等又は既存の工作物除去」における「低周波音」「地下水の水質及び水位（以下「地下水」という）」、「水資源」、「地形及び地質※」、「文化財」、「景観等」及び「触れ合い活動の場」</li> <li>・「トンネルの工事」における「低周波音」及び「地形及び地質※」</li> <li>・「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」における「低周波音」、「地下水」、「水資源」、「文化財」、「景観等」及び「触れ合い活動の場」</li> </ul> <p>(※「重要な地形及び地質」以外の「地形及び地質」を指す)</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価の項目は、国土交通省令に示された参考項目をもとに、影響要因、影響を受けるおそれがある環境要素に対して、法令等による規制又は目標の有無及び環境への影響の重大性を考慮し選定しています。</li> <li>・本事業においては、環境影響評価の手続きに合わせて、今後、路線のルートを絞り込み、工事計画の具体化を図ることから、影響要因の「工事の実施」においては、一部の環境要素の区分の特定が困難です。よって表 7-1-2 で選定した環境影響評価項目は、一般的な事業の内容※により行われる対象鉄道建設等事業と本事業の事業特性、地域特性を踏まえ、整備新幹線等を参考に、環境影響を及ぼすおそれがある要因について、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る「基本的な項目」を選定しています。</li> <li>・事業者としては、計画の具体化に伴い影響を受けるおそれがある環境要素の項目が生じた場合には、表 7-1-2 で選定した項目に限定することなく、適切に評価項目を選定し調査、予測、評価を実施する考えでありますが、この度、技術委員会でご具体的な項目についてのご意見をいただきましたので、このご意見を含め、環境影響評価法第 11 条（環境影響評価の項目等の選定）に基づき、今後いただく知事意見を勘案して、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加え、それらを選定します。また、ご意見を頂いた項目のうち準備書の段階で非選定としたものについては、事業者の見解の中で、理由をお示ししたいと考えております。</li> </ul> <p>※一般的な事業の内容 次に掲げる特性を有する鉄道建設等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 鉄道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること</li> <li>ロ 鉄道施設の構造に応じた建設機械を用いて工事を行うこと</li> <li>ハ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと</li> <li>ニ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること</li> <li>ホ 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること</li> </ul> <p>鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（第 6 条別表第一参照）</p>